

質問回答

平成 26 年 4 月 4 日

「中東地域湾岸諸国との連携強化に向けた情報収集・確認調査」

(公示日 : 平成 26 年 3 月 5 日 / 公示番号 : 2) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	公示 9. 特記事項 ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にしているだけで予定です。	記載分量について詳細な指示がありませんが、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」(2012 年 11 月改訂版)の別紙 8「業務実施契約におけるプロポーザルに記載する事項と分量」の頁数目安に従うとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、上記頁数目安よりも簡潔にする必要はありますか。	業務指示書 P.3 「第 5 プロポーザルに記載されるべき事項」に記載の通り、「(1)業務実施の基本方針等」および「(2)業務実施の方法」を併せた記載分量は 15 ページ以下となります。
2	業務指示書 別紙 5 頁 (5) 国内調査期間 ア 「……それ以外の上記に係る一切の費用(人件費等)については、見積書に積算して下さい。」	左記人件費等を見積もる際に、「本邦招聘プログラム」を実施する回数ほどの程を想定すればよろしいでしょうか。	現時点では、5-7 回程度を想定しています。見積書では 7 回として積算してください。
3	業務指示書 別紙 5 頁 (5) 国内調査期間 ア	本邦招聘プログラムの実施に関して、参加者の国内移動に係る旅費(新幹線、航空機の利用等)は積算する必要がありますでしょうか。	直接経費については積算不要ですので、参加者の国内移動に係る旅費(新幹線、航空機の利用等)もプロポーザル作成段階では積算不要です。
4	業務指示書 別紙 5 頁 (5) 国内調査期間 ア	上記に関連して、コンサルタントの国内移動に係る旅費、日当・宿泊費は積算する必要がありますでしょうか。	上記同様、プロポーザル作成段階では積算不要です。
5	【補足】業務管理グループの設定について	本案件の評価表には業務管理グループの配点も記載されておりますが、業務指示書 P.3 に記載の通り、業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない案件となりますのでご注意ください。	

以上